

男鹿市地域おこし協力隊募集要項

1. 募集内容

受入部署	活動内容と募集人数
男鹿市 総務企画部 企画政策課	◆地域交流イベントの企画・開催（1名）
	・地域住民が笑顔になれるような交流イベントの企画・開催 ・地域の行事やイベントがこれからも継続していくためのお手伝い ・市職員と一緒に、主に東京圏等で開催される移住・交流イベントでのPR活動 ・市のホームページやSNSを活用し、自身の活動や地域の魅力の発信（動画編集スキルがあればなおよし）
	◆移住定住促進（1名）
	・市のホームページやSNSを活用し、自身の活動や男鹿暮らしの魅力の発信（動画編集スキルがあればなおよし） ・市職員と一緒に、主に東京圏等で開催される移住・交流イベントでのPR活動 ・移住を検討している方への相談等サポート ・移住体験住宅の運営サポート ・移住者同士の交流会やコミュニティづくりの企画

2. 応募条件

次の（１）～（８）のすべての項目に該当する方

（１）３大都市圏内の都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）、もしくは政令指定都市に居住している方で、採用後に当該地域から男鹿市に生活拠点を移し、住民票の異動ができる方

※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の秋田県男鹿市の欄をご覧ください。

（２）地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない方

（３）地域の文化や習慣を尊重でき、地域住民と共に地域の活性化に向けた活動に積極的に取り組むことができる方

（４）心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方

（５）普通自動車運転免許を取得し1年以上保有している方

（６）パソコンの基本操作（メールの送受信、Word及びExcel操作等）の操作ができる方

(7) SNS やホームページ等を活用した情報発信ができる方

(8) 最長3年間の活動期間終了後の定住に意欲的な方

3.. 任用形態

(1) 任用

男鹿市の会計年度任用職員（パートタイム）として、男鹿市長が任用します。

(2) 勤務地（活動地）

男鹿市役所 総務企画部企画政策課（原則男鹿市内）

(3) 副業

本来の業務に支障がなければ業務時間外での副業が可能です。事前に申請書の届け出が必要です。

4. 任用期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

※実際の着任日は合格者と協議のうえ、決定します。

※活動実績等をふまえ、公募によらない再度の任用を行う場合があります。

その際、任用期間は最長で3年までとします。

※服務規程に違反するなど、協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

5. 勤務形態

(1) 勤務時間及び勤務日

原則、勤務時間は9時00分から16時00分（実働6時間、休憩1時）を、勤務日は月曜日から金曜日を基本として、週30時間勤務としますが、活動内容に応じて勤務時間及び勤務日が変動することがあります。

(2) 休日

休日は、土・日曜日、国民の祝日及び年末年始とします。休日に勤務が発生する場合は、原則としてその週または翌週に振替又は代休を取得することとします。

6. 待遇・福利厚生

(1) 給与等

〇月額 208,216円（週35時間勤務の場合）

※通勤距離により通勤手当を支給します。

※採用決定後に、協議のうえ最終的な勤務時間や勤務日を決定しますので、給与等は変動する場合があります。

○期末・勤勉手当：有

※期末・勤勉手当合わせて2.3ヶ月×2回（夏・冬）程度

※勤務実績によって変動します。

（2）社会保険等

社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険、公務災害補償制度に加入します。

（3）休暇

- ・年次休暇は、「男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき付与します。
- ・特別休暇（有給）：忌引、結婚、産前（産後）、夏季における諸行事のための休暇 等
- ・特別休暇（無給）：育児、保育、子の看護、介護、生理日の就業困難 等

（4）住居

市が借り上げし、貸与しますが、引っ越しに係る費用や光熱水費等は自己負担となります。

（5）活動用車両

協力隊の共用車両として市が用意しますが、あくまで活動用のため、私的な利用はできません。通勤や日常用の自家用車の準備を推奨します。

（6）備品等

活動用のPC及び携帯電話は市が用意します。

（7）活動経費

次の経費については、予算の範囲内において必要に応じ市が負担します。

- ・隊員の活動に要する消耗品等
- ・活動用車両の燃料費
- ・隊員の研修や活動に伴う出張等に要する旅費
- ・研修受講に要する経費
- ・そのほか、活動に必要な経費

7. 地域おこし協力隊に関連する市の支援制度

（1）移住活動支援事業補助金

本募集による面接試験や、採用決定後の下見等の際の居住地から男鹿

市までの往復交通費の一部を支援します。(上限 2.5 万円)

(2) 男鹿暮らし移住応援助成金

地域おこし協力隊任期終了後、男鹿市に定住する場合に助成金を交付します。(基本額：10 万円、18 歳未満の子どもがいる場合 10 万円/人を加算)

(3) 地域おこし協力隊起業支援補助金

地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して、前 1 年以内若しくは任期終了の日から 1 年以内の方が、引き続き市内に居住し、起業又は事業継承する際に要する経費の一部を支援します。(最大 100 万円)

8. 応募手続き

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 1 日(火)～令和 7 年 8 月 31 日(日) 当日消印有効

(2) 提出書類

次の書類を応募先まで郵送ください。(提出書類は返却いたしません)

①履歴書(顔写真付き)

②応募用紙(様式 1)

※市ホームページよりダウンロードください。

③住民票の写し(募集開始日以降のもの)

④普通自動車免許の写し(裏面に記載がある場合は裏面も)

(3) 応募先

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

男鹿市総務企画部企画政策課 移住定住促進班 宛

9. 選考方法

(1) 一次選考

書類審査とし、応募者全員に選考結果を文書で通知します。

(2) 二次選考

対面での面接とし、日時については一次選考の合格者と協議のうえ決定します。最終選考結果は文書で通知します。

※男鹿市への住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。

10. その他

- ・活動期間中は、月 1 回、担当職員らと活動状況やこれからの予定などを共有する定例会を行うとともに、活動報告書を毎月提出いただきます。

- ・年 1 回、本市の地域おこし協力隊全員が参加する活動報告会を開催します。

11. 応募に関する問い合わせ

男鹿市総務企画部企画政策課 移住定住促進班 地域おこし協力隊担当

T E L : 0185-24-9122 (8:30~17:15)

E-mail : kikaku@city.oga.akita.jp